

初山別村森林整備計画

計 画 期 間

自 平成29年 4月 1日

至 平成39年 3月31日

北 海 道

初 山 別 村

変 更 理 由	地域森林整備計画に適合させるための変更
変 更 内 容	<p>地域森林整備計画にアカエゾマツの標準的な施業の方法が追加されたことによる、植栽本数、間伐の時期、保育、生産目標を追加</p> <p>第 5 委託を受けて行う森林の施業又は、経営の実施の促進に関する事項に森林経営管理制度の活用に関する事項を追加</p> <p>要間伐森林についての項目を削除</p>
変更計画が有効となる年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日から適用

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
	（1）地域の目指すべき森林資源の姿	
	（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
	（1）人工造林の対象樹種	
	（2）人工造林の標準的な方法	
	（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2	天然更新に関する事項	8
	（1）天然更新の対象樹種	
	（2）天然更新の標準的な方法	
	（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
	（1）造林の対象樹種	
	（2）生育し得る最大の立木の本数	
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
	（1）下刈り	
	（2）除伐	
	（3）つる切り	
3	その他必要な事項	11
	（1）その他間伐及び保育に関する留意事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	12
	（1）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
	（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林	

2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	13
	(1) 区域の設定	
	(2) 森林施業の方法	
3	その他必要な事項	13
	(1) 水資源保全ゾーン	
	(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
	(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	
	(4) 施業実施協定の締結の促進方法	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	14
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15
4	その他必要な事項	15
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
	(1) 路網密度の水準	
	(2) 作業システムに関する基本的な考え方	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	16
3	作業路網の整備に関する事項	17
	(1) 基幹路網に関する事項	
	(2) 細部路網に関する事項	
	(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	
4	その他必要な事項	17
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
	(1) 人材の育成・確保	
	(2) 林業事業者の経営体質強化	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	18
	(1) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
Ⅲ	森林の保護に関する事項	20
第1	鳥獣害の防止に関する事項	20
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方法	20
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	20

第2	森林病虫害の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護に関する事項	21
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	21
	(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	
	(2) その他	
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	21
3	林野火災の予防の方法	21
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5	その他必要な事項	21
	(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
	(2) その他	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	23
1	保健機能森林の区域	23
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	23
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
	(1) 森林保健施設の整備	
	(2) 立木の期待平均樹高	
4	その他必要な事項	23
V	その他森林の整備のために必要な事項	24
1	森林経営計画の作成に関する事項	24
	(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
	(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域	
2	生活環境の整備に関する事項	24
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	24
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25
	(1) 地域住民参加による取組に関する事項	
	(2) 上下流連携による取組に関する事項	
	(3) その他	
6	その他必要な事項	26
	(1) 特定保安林の整備に関する事項	
	(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	
	(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	
	(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項	
	(5) 森林施業共同化重点実施区域にて林道の開設を継続的に行っている場合	
別表1	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	30
別表2	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林区域	32
別表3	公益的機能別施業森林における森林施業の方法(一般民有林)	37
別表3	公益的機能別施業森林における森林施業の方法(道有林)	39
別表4	鳥獣害の防除の方法	41

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

- ① 本村は、留萌振興局管内のほぼ中央に位置し、東部及び北部には遠別町、南部は羽幌町と接し、西に日本海を臨む農林水産業を主産業とする村です。
- ② 村界をなす山綾を水源とする初山別川、風連別川、茂築別川とその支流沿いには耕作地が開け、それぞれ初山別、豊岬、有明集落が形成されています。
- ③ 本村の総面積は27,951ヘクタールで、森林面積が23,550ヘクタールと総面積の84パーセントを占める森林に恵まれた地域です。その内訳は一般民有林8,020ヘクタール、道有林2,604ヘクタール、国有林12,926ヘクタールとなっています。
- ④ カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、2,794ヘクタールであり、人工林率34パーセントとなっており、年齢構成では、Ⅰ～Ⅵ年齢級の林分が697ヘクタールであり、24パーセントとなっています。
- ⑤ 北部の共成・大沢地区においては、天然林率が高いことから、天然力を活用した施業や更新を行い、生育条件に適した林分の形成が求められています。
- ⑥ 明里・千代田地区においては、間伐をはじめとする適切な保育により、形質不立木を淘汰し、一層の成長を促すことが不可欠です。
- ⑦ 栄地区の特に海岸付近においては、無立木地が少なくないことから、人工造林等によりその解消を図る必要があります。
- ⑧ 南部の有明地区においては、有明ダム及び6線沢防災ダム、道設鳥獣保護区が存在し、森林が有する多面的機能の発揮が強く求められています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

- ① 森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、森林を水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」に区分します。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

- ① 水源涵養林について、「浸透、保水能力の高い土壌を有する森林」の維持増進を図るとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散に努め、良質な水の安定供給を図ります。
- ② 山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所や流木被害のおそれがある地域については、適切な保育・間伐等を促進し、長伐期施業による多様な森林へと誘導します。また、皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るなど、根系の発達や下層植生の繁茂が良好な森林の育成に努めるものとしします。

山地災害等防止機能が重視される森林については、保安林への指定及びその適切な管理を進めるとともに、治山施設の設置を図り、防災機能の高い森林の造成に努めます。
- ③ 生活環境保全林については、地域の快適な生活環境保全のため、防風・防音などそれぞれの目的に対して、有効な森林の構成を維持することに努めます。
- ④ 森林の整備等に当たっては、村全体の現状と課題を踏まえ、発展方向に十分留意すると

ともに、国等の補助事業等の地方財政措置を積極的に活用することとし、林業並びに林産業の振興を図ります。

⑤ 森林の区分ごとの森林整備の基本的な考え方は次のとおりとします。

【森林の区分と森林の整備の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
山地災害防止機能/土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態への誘導、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・文化機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	木材の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で、良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域エネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本村における立木の標準伐期齢は、次表の林齢を基礎として、村内の標準的な立地条件にある森林における平均生長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めます。

なお、標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に利用されます。

樹種		林齢
人	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
工	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	35
	その他針葉樹	40
	カンパ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
林	その他広葉樹	40
	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
天然林	〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	25

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

- ① 立木竹の伐採の主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によるものとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気象、地形、地質、土壌等の自然的条件のほか車道等や集約からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率によることとします。

- ② 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。
- ③ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。
 なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適格な更新の確保が図られるよう配慮することとします。
- ④ 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

- ① 木材等生産林においては、持続的・安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。
- ② 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢休間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。
 なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。
- ③ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- ④ 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。
 - ア 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等
 - イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等
 - ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- ⑤ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- ⑥ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。
 なお、水道取水施設の upstream で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど、時期や方法に配慮することとします。
 また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分留意するものとします。
- ⑦ 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。
- ⑧ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマガラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣時間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林の施業方法により、造林することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

① 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌などの自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用等にも配慮し、選定することとします。

② 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

③ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

以上を踏まえ、本村における人工造林の対象樹種を次のとおりとします。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	トドマツ、アカエゾマツ、カラマツ、エゾマツ、グイマツ（F1を含む）、カンバ類、ハンノキ、ミズナラ、カツラ、その他郷土樹種

※なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

① 育成単層林を導入または維持する森林

ア 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林あつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うこととします。

イ 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

ウ 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

植栽時期	樹種	植栽期間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、その他郷土樹種	4月中旬～ 6月上旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、その他郷土樹種	9月中旬～11月上旬

エ 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

※なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めることとします。

オ 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めることとします。

カ コンテナ苗の植栽時期については、第2の1（2）の①のウの時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

② 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

本村における天然更新の対象樹種を次表のとおりとします。

区 分	樹種名
ぼう芽更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ
天然下種更新の対象樹種	カンバ類、ドロノキ、ハンノキ

(2) 天然更新の標準的な方法

① 天然更新の完了の判断基準

第2の2(2)③に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した幼稚樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木^(注1)の稚幼樹等^(注2)が幼齡林^(注3)にでは成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数^(注6)は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)」によることとします。

(注1) 「高木天然木」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齡林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林を言います。

(注4) 「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態を言います。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数} \text{ (注6)}$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹		針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）	
階層	期待成立本数	階層	期待成立本数
上層	300本/ha	上層（カラマツ）	300本/ha
中層	3, 300本/ha	上層（その他の針葉樹）	600本/ha
下層	10, 000本/ha		

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積が小さいもの

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとし、

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐にかかわらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

特に、カラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、当村では、持続的な森林経営をするため森林認証を受けている森林があることから、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置付けられている森林のうち的人工林、森林認証のうち的人工林において確実かつ早期に更新を図るため、当該ゾーンの全森林について指定します。指定する森林の区域は別表1のとおり定めます。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（1）造林の対象樹種

- ① 人工造林の場合
1の（1）による。
- ② 天然更新の場合
2の（1）による。

(2) 成育し得る最大の立木の本数

2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による。

5 その他必要な事項

- ① 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。
- ② 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- ① 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- ② 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返すこととします。

特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの 交わり種を含む) (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐期の設定：450本 /ha	26	36	48	-	-	選木方法：定性及び定量 間伐率：20~33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年 標準伐期齢以上：12年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐期の設定：500本 /ha	24	32	40	-	-	選木方法：定性及び定量 間伐率：20~33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐期の設定：400本 /ha	24	31	41	53	66	選木方法：定性及び定量 間伐率：20~33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年

(注1) 「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」、「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考とした

(注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること

- ③ 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠及びうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とすることとします。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		カラマツ	春	①	②	②	①	①			
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

樹種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		カラマツ	春						△		
	秋							△			
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

(注) カラマツには、グイマツ雑種 F1 を含む。アカエゾマツには、エゾマツを含む。

①：下刈り1回刈り ②：下刈り2回刈り △：つる切り、除伐

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

① 区域の設定

水源涵養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

② 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表3のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

① 区域の設定

ア 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止機能／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

イ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表3のとおり定めます。

ウ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地

保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

② 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表3のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・32cm	中庸仕立て	60年
アカエゾマツ	一般材生産・28cm	中庸仕立て	80年

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

保健・文化機能等維持林において、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

保健・分化機能等維持林において、貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林。

(4) 施業実施協定の締結の促進方法

村や森林組合、企業、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備することとします。長期、短期の施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

小規模所有者が施業を行うに当たっては、必要があれば村及び森林組合等が支援する体制を整え、森林所有者間の合意形成を図ることが必要なため、懇談会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより合意形成を図ります。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当村における一般民有林の森林所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の54%と半数を占める。また、一般民有林のうち、35%は、トドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、遠別初山別森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、初山別村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、初山別村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本村に森林を有する企業、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林施業を計画的、効率的に行うために、村、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落に実行責任者たる集落リーダーを配置し、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林所有者の高齢化が進んでいる本村で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。

そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林・保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとします。

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ③ 共同施業実施者の一人が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	15以上	15以上

(注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラブ、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

(注2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラブ、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材《木寄せ》	造 材	巻立て
緩 傾 斜 地 (0°～15°)	フェラーハンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラブロード
		《グラブロード》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	スキッド【全木】	ハーベスタ	グラブロード
		《グラブロード》		(ハーベスタ)
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中 傾 斜 地 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラブロード
		《グラブロード》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急 傾 斜 地 (30°)	チェーンソー	スイングヤード【全幹集材】	チェーンソー	グラブロード
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

(注) () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

(注) 【 】 は、集材方法。

(注) 集材《木寄せ》工程において、グラブロード（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域の設定

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等 推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対函番号	備考

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

② 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5ヶ年 の計画 箇所	対函 番号	備考
開設	自動車道		初山別村	千代田	-1				
拡張	自動車道 (改良)		初山別村	栄	1.5-2		○		局部 改良
//	//		//	北千代田	-1				//
//	//		//	有明7	-1				//
開設	自動車道		//	栄	1.5-1		○		
	計				3.0-1				

(2) 細部路網に関する事項

① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「私有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本村においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める登録事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

なお、本村の人工林は、6齢級以下の若齢林が多く、保育や間伐等の施業が最も必要な時期にあります。これから主伐期を迎える林分が徐々に増加する傾向がありますが、小規模所有者が多く、路網の整備も進んでいないことから、機械化は進んでいません。

一方で、所有者の高齢化や一人当たりの所有規模の拡大が進んでおり、地形や樹種等の林内環境に適応した林業機械の導入を図る必要があります。林内作業車や機械による効率的な作業システムにより林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進します。

(1) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒		チェーンソー・プロセッサ	ハーベスタ
造材		チェーンソー・プロセッサ	チェーンソー・プロセッサ・ハーベスタ
集材		林内作業車・小型集材機	ハーベスタ・スキッド・タワーヤーダ
造林 保育等	地拵	刈払機	刈払機
	下刈	刈払機	刈払機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打ち機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組みるとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、地材地消の推進に当たっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

本村における素材の生産流通・加工については、平成23年度より始まった地域政策推進事業（各振興局独自事業）にて、トドマツ材を使った木製すのこを生産し、管内の基幹作業である農業分野（うち農業産出額の半数以上である酪農分野）で利用を始め、今後これらの他分野における利用拡大を促進することとします。

木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指します。

【林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画】 単位：m²

施設の種類	現状 (参考)			将来			備考
	位置	規模	対函番号	位置	規模	対函番号	
製材工場	豊岬	1,477	1				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次の①又は②に掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、①に掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

① 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護員の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

② 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、森林事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当村と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

- ① エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。
- ② 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。
- ③ 森林の保護に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
該当なし		

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても伐採を促進する指導等を行うことがあります。

(2) その他

- ① 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。
- ② 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該	当	な	し					

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

森林保健機能森林の整備に当たっては、既存の森林経営計画を利用し、森林と森林保健施設を一体的に整備するため当該森林経営計画を変更し、対象森林の保健機能の増進を図るための計画（以下「森林保健増進計画」という。）を作成し、森林施業と一体となった施設設備を、計画的かつ一体的にすすめるものとします。

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとします。

(2) 立木期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備する建築物の高さを制限する数値で、主要な樹種別に下表のとおり定めます。

樹種	期待平均樹高	備考
トドマツ	25m	
その他	22m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備、交通の安全等の円滑な確保に留意するものとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当村森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- ① Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③ Ⅱの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ Ⅲの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該	当	な	し					

2 生活環境の整備に関する事項

該当無し。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本村は、豊かな森林資源を有しているものの、林業の低迷により森林整備や林産活動は停滞しています。今後は若者やU、I、Jターン者等の受け入れに努め、林業後継者を育成すると同時に、村内から産出される間伐材等生産材の活用促進策を検討し、その消費を図ります。

また、生産コスト低減に向けた取り組みや、木質バイオマスエネルギーに代表される林業新技術の導入も検討します。

森林整備にあたっては多面的機能が重視され、それが広く認知されつつあります。

「山づくり」にあたっては、都市生活者特に漁業者との連携を強化します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

有明地区の東山樹園、明里地区のいこいの森については、植樹事業により植栽され、住民の森林浴等の憩いの拠点となるように、下刈り等を適切に実施し、林木の保育管理を行います。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類の	現 状 (参考)		将 来	
	位置	規模	位置	規模
東山樹園周辺林	有明	1.0ha 遊歩道 1km	有明	遊歩道 180m延長
いこいの森	明里	0.5ha	明里	0.8ha

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

① 地域住民の理解の促進

森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を促進するためには、身近な森林に対する関心を高めることが必要です。このことから、村の広報誌やポスター、インターネット等を積極的に活用し、身近な森林や森林づくり活動、森林のはたらき、森林に生息・生育する野生生物に関する情報の提供に努めることとします。

② 森林とのふれあいの機会の充実

森林とのふれあいの場を確保するため、林道の安全通行の確保を図ります。また、森林の整備・保全及び利用への地域住民の積極的な参加を進めるため、地域林業の指導的立場にある指導林家や林業グループ、森林ボランティア組織、木育マイスター等との連携を図り、植樹祭や木育教室等の開催など森林や木材とふれあう機会を提供します。

森林とのふれあいを実りあるものにするためには、山林での事故防止に努めることが大切です。このことから、山火事や林道での交通事故の防止、また、遭難やヒグマとの遭遇の回避方法など、入林者に対するマナーやルールの普及啓発に努めることとします。

③ 地域住民の自発的な活動の促進

森林の整備及び保全に意欲のある住民団体等が活動しやすい環境を整備するため、活動フィールドの確保等を図る「北の里山」登録制度を活用し、植樹や下刈り、枝打ち等のボランティア活動を実施するフィールドや森林づくり活動に関する情報の提供に努めることとします。

また、森林づくり活動の技術研修会の開催や森林づくり活動を行う団体が相互の情報を交換できるネットワークづくりを進め、自発的な活動を促進することとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

農業関係者並びに漁業関係者の一部については、植樹祭を通じて取り組みを行っています。

また、保育や間伐等についても体験できる機会を提供します。

(3) その他

① 青少年の学習の機会の確保

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」を進めることとします。

その一環として、子どもの健やかな成長と豊かな情緒の発達を促すため、親子がともに木製遊具にふれ親しむ場等を提供し、子どもの人格形成に重要な時期である乳幼児期から、「あそび」を通じて体感的に森林や木材利用の大切さを理解できるよう努めることとします。

また、小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会を確保するとともに、道有林の活用や道民の森などの森林学習施設の整備など、青少年が自ら森林について学ぶことができるための環境の整備を図ることとします。

また、木のぬくもりや香りを体感し木の良さを認識してもらうため、学校施設や学童用机、遊具等における木材の利用を進めることとします。

② 青少年の活動を担う指導者の育成

森林の役割や整備等の重要性についての学習活動を進めるため、教育関係者と連携した研修会の開催など、指導者の育成に努めることとします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に依じて、必要な施業の方法及び時期等を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

なお、要整備森林は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44条の規定により定めた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は、森林法第34条の許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林、保安施設地区ごとに定めていますが、その基準や留意点は次のとおりです。

ア 立木の伐採の方法

(ア) 伐採種

主伐における伐採方式（伐採種）は次のa～cの3区分です。

なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定されている場合があります。

- a 禁 伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）。
- b 択 伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であることとされています。
- c 皆 伐：伐採種を定めないので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

(イ) 伐期齢

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

(ウ) 特 例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

- a 期 間：特例の期間は指定後10年以内とされています。
- b 伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。
- c 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採をすることができます。

(エ) 間 伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であれば間伐に係る伐採をすることはできません。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度

- a 保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年2月1日に知事が公表する翌伐採年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲（限度公表）を超えて伐採することはできません。
- b 限度公表は、2月1日のほか6月、9月、12月の各月の1日に、残期間分の伐採限度を公表します。
- c 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を20ヘクタールを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度をこえて伐採することはできません。
- d 防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(イ) 択伐材積の限度

- a 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率（※）を乗じた材積としています。

※択伐率＝（森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積）／森林の立木材積（上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。）
なお、10分の3をこえる場合は10分の3とします（ただし次のウに記す植栽指定が課せられた森林については、は10分の4をこえる場合は10分の4とします。）。

- b 保安林の指定後最初に行う択伐にあっては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

(ウ) 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5をこえない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において10分の8まで回復することが確実であると認められる範囲内のものとします。

ウ 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

(ア) 植栽の方法

- a 次の（ウ）に記した指定樹種の満一年以上の苗を、（ウ）に記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。
- b 択伐指定の箇所については、上記 a に関わらず、a の本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

(イ) 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

(ウ) 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ヘクタール当たりの植栽本数を定めています。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法第20条又は第21条の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例第10条の規定による許可が必要です。

【表1 特別地域内における制限】

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐です。
第 1 種 特 別 地 域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐です。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内です。
第 2 種 特 別 地 域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によります。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上です。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内です。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種 特 別 地 域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けません。

③ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意することとします。

④ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行う必要があります。

立木の伐採に当たっての一般的な取扱いは次のとおりです。

ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐です。

イ その他の森林にあっては、伐採種は定められていません。

ウ 地域森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍です。

エ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。

⑤ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によることとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

⑥ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととします。

なお、その他の制限林における、法令等の制限は次表のとおりです。

【その他の制限林における伐採方法】

区 分	伐採方法
急傾斜地崩壊 危険区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

村界をなす山稜を水源としている初山別川、風連別川、茂築別川上流の地区については水源かん養機能を発揮させる必要があるため、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図ることとします。

(5) 森林施業共同化重点実施区域にて林道の開設を継続的に行っている場合

該当なし。

別表1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域（林小班）	参 考
1-2,5,8,12,17~21,23,24,27~32,34,36~42,45,56,101,102,104~110,112,113 2-1,4,5,8 3-7~9,11,13,14,17~22,30~35,37~39 4-1~5,13 5-22~26,28,29,32,43,101 6-26 7-3,4,9,17 8-22 9-28 10-42,49,50 11-3,12,17,24~29,31~34,40~43 12-3,4 14-10,17,40,42,51,101,102,104,105,106 15-14 16-20,21,23,24,28,30~33,38~40,42,43,44,46 17-3,12,15,17,19,21,25~28,31,32,34,47~54,101,102,104,106,108,109,110,111 18-2~6,10,15,16,25~28,32~36,38~47 19-5,8,9,15,18,26,27,31~34,36,38,39,43,101 20-3~6,9~25,27,29~32,40,45,47,52,62~77,82~88,101~110,115~117,119,121 21-4,7,12,17~20,26~30,32~35,38,101,121,123 22-4,6,7,9,14,16,18,50,101 23-2,32,36,38,39 25-45,46,47 26-1,2,4~7 27-4~10,12~15,18,19,20,23~32 28-3~6,8,11,21,34~39,43,47~51,53~55,101~107,109,111~114,120~132,135 29-4, 49,50,53,57~60,62,63 30-29~33,36,37,41,45,46,50~51,53,54 31-1,8,10,11,13~15,17~20,27,28,30,31,32 32-1,8,9,10~14,18~22,101~104 33-1,14~16 34-3 35-2,3 37-2,3,8,9,17,19,31~38,40~42,44~53,101~103 38-1~5,8,10~15,17,18,23,24,26,29,32~35,38~40,43,64,68~70,71,73,75,80 83~86,88~90,92~100,106,108~113 41-6,15~17,20~22,25,27,28,30~43 42-3~5,8~13 43-8,11,14,18 44-1,3,9~12,16~21 45-101~104 46-10~14 47-8,12,13,17~19,28~33,35,36,38,39,101 48-2,3,6~8,16,21,29~33,35,40,43,44,45,47~55,57,59,60,62~66,68,69,70,71,75~82 49-1,3~6,8,15,18,19,48~50,53,55~57,62~65,101~104 50-2,8~12,15,16,18,19,21~23,101~106,108 51-13,15 52-3,4,7,8,25,27	木材等生産森林 のうち人工林

森林の区域（林小班）	参 考
53-2,3,4,5,8,14,16~18,22,23~28 54-2,3,5,9,12,15,17,19~25,101,102 55-2,4~6,8,9,16,20,21,29~36,39,40,101 56-1~4,8,11,13,15~17 57-1~4,8~15 58-1,3~5,11,12,14~16 59-2,4,6,8~12,14,101,102 60-2,4,6,10,13 62-1,2,4 63-1,7,10~13,15~19,21,26,29~31,34,36~40,42,49~52,54,55,61~67,73~75 77~79,81~99,101~107,111,115~125,127~134,137~141 64-5,6,13,24,26~32,36~39 65-1,3,5,7,9,10,12~14,16,18,21,22,24~30,32~36,40~42,44~47,49,50,56,58,59 61,66,72,75,81~83,85,91,93,95~98,103,105,107~120 66-11 67-5 70-9,10~13,15~18,20~24,31~36 72-1,3,5~8 73-2,6~10,12,13,15,16,20,23,24,30~32,36~44,47~51,53~57,60,61,64,102,104 74-1,3,5,6,8 76-4~9 78-4~8 79-1,3,6,8~11 80-2,3,5 81-2~4 82-23~29,31,32 83-10~13,15,16,18~22,30,97~99,101~109 84-5,9~11 85-11,12,14~20,23~32,34,37,41,49~54 86-5,8~16,18~50 87-1,5,6,8,12~22 88-5,6,10~12 89-1,3~6,9~11,15~18 90-1,3,5,8,9,11,13,14,17,19~21,23~25,27~29 91-3,13~15,20,38,39,41~44,46,102 92-3,4,6~8,10,16,21,101,102,104	木材等生産森林のうち人工林
96-52~57,59~92 97-51,53~71	木材等生産森林のうち人工林（道有林）

（注）なお、上記の森林において主伐を行う場合は、「伐採跡地の更新すべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

（注）植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

別表2 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
水源涵養林	66	7,10	0.61
	67	1~10,501,502	134.86
	68	1~11,13,15~29	124.36
	69	1~7	76.92
	70	1,2,4~36	96.88
	74	1~11	113.00
	75	1,2	125.12
	76	1,2,4~9	136.84
	77	1~4	111.00
	78	1~8	120.68
	80	1~9	103.76
	81	1~4,6~11	117.80
	82	1~29,31,32	108.80
山地災害防止林	3	28,29,36	3.32
	4	32~34	3.92
	13	6,11,12	3.76
	15	12,13,15,22	3.41
	19	23~25,29,35,40~42	3.80
	21	31	0.60
	22	20,21,43~48	8.56
	23	1,8,12,13,25~28,30,41	6.37
	26	15~18	1.14
	30	4,6,8,15,48	10.36
	38	61,66	2.72
生活環境保全林	22	22~27,49	18.08
	23	4~7,14~24,29,31	5.84
	25	13~18,34,43	10.76
	38	111,112	1.95
	91	19	4.12
	92	11~14,19,20,22~28,30~34	12.62
木材等生産林	1	1~56,101,102,104~110,112,113	67.64
	2	1~8	55.40
	3	1~22,30~35,37~39	66.2
	4	1~29,31	53.48
	5	1~5,8,10~33,42,43,101	38.03
	6	1~24,26~45	145.88
	7	1~6,8~25,28	40.88
	8	1~18,21~30	74.48
	9	1~3,5~15,17~28	65.48
	10	1~19,21~33,35~37,39~71	118.12
	11	1~6,8,10~12,14,15,17~29,31~43,47	66.16
	12	1~8,10~15	56.88

木材等生産林	13	1~5,7~10	33.24
	14	1~10,12~40,42~50,101~106	112.88
	15	1~11,14,19~21	30.42
	16	1~24, 26~46	112.90
	17	1~12,15~21,25~28,31~34,39,41,45~54,101~111	61.40
	18	1~47	57.16
	19	1~22,26~28,30~34,36~39,43,101	42.4
	20	1~90,101~110,115~121	83.08
	21	1~30,32~36,38,39,101,121,123	130.32
	22	1~19,28~42,50,51,101	62.68
	23	2,3,9~11,32~34,36~40	16.91
	25	1~12,19~33,35~42,44~47	81.52
	26	1~14	25.24
	27	1~15,17~32	77.71
	28	1~51,53,54,55,101~114,120~135	174.28
	29	1~9,12,14,16,17,25,34~39,41~54,57~60,62,63	113.84
	30	1~3,5,7,9~14,17~20,22~39,41~46,49~54	101.92
	31	1~11,13~15,17~32	120.22
	32	1~22,101~104	137.86
	33	1~8,10~16	61.31
	34	1~5	149.56
	35	1~3	63.32
	37	1~25,29~53,101~103	112.59
	38	1~35,38~43,45,47~60,62~65,67~76,78,80,81,83~100,106,108~110,113	106.88
	40	1~7	20.08
	41	1~17,19~23,25,27~43	150.74
	42	1~13	36.96
	43	1~9,11,14,18	88.60
	44	1~21	122.64
	45	1~17,101~104	28.72
	46	1~8,10~14	37.00
	47	1~22,24~40,101	156.68
	48	1~38,40~60,62~82	97.81
	49	1~11,13~19,48~53,55~57,59~65,101~104	180.04
	50	1~19,21~23,101~106,108,109	82.42
	51	1~15	89.04
	52	1~27	69.52
	53	1~29	130.48
	54	1~25,101,102	79.16
	55	1~27,29~40,101,102	62.62

木材等生産林	56	1~17	106.76
	57	1~15	99.80
	58	1~16	78.44
	59	1~18,68,101,102	113.94
	60	1~17	158.78
	62	1~8	86.80
	63	1~43,45,48~67,69~71,73~108,111,115~125,127~141	127.52
	64	1~19,21~24,26~40	61.33
	65	1~22,24~30,32~51,53~73,75,77,78,80~83,85,86,88,90,91,93~100,103,105~126	121.39
	66	1~5,7~16,501	52.42
	67	1~10,501,502	134.86
	70	1,2,4~36	96.88
	71	1~13	96.76
	72	1~12	70.41
	73	1~33,35~64,101~105	91.88
	74	1~11	113.00
	75	1,2	125.12
	76	1,2,4~9	136.84
	77	1~4	111.00
	78	1~8	120.68
	79	1~11	80.24
	80	1~9	103.76
	81	1~4,6~11	117.80
	82	1~18,20~32	108.80
	83	1,3~6,9~26,30,97~109	30.73
	84	1~11	118.28
	85	1~56	154.98
	86	1~50	107.24
	87	1~23	123.84
	88	1~12	101.68
	89	1~19	78.92
	90	1~29	68.68
91	1~3,5~17,20~46	51.53	
92	1~10,16,21,101,102,104	15.69	

2 上乗せのゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
水資源保全ゾーン	該当なし		
ソ 多 生 ー 様 物 ン 性	水辺林タイプ	該当なし	
	保護地域タイプ	該当なし	

【道有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
水源涵養林	91～95	全域	1257.87
	61～66,68～83	全域	40.44
山地災害防止林	63	1,4,5,9	52.06
	64	4,5	19.23
	66	5,7,9	133.84
	67	全域	84.32
	69	1～3,5,9	40.15
	72	5	9.67
	77	1,9	25.73
	78	3～5,9,8	16.19
	79	1,2,14	5.73
	80	8,9	112.44
	81	1～3,8,10～13,31～33,40,99	66.32
	82	1,5,22～25,44,～46,94,96,98	55.05
	83	7,9,17,18	492.88
	84	全域	
	85	全域	
	93	7	7.99
	95	6,7	71.68
96～100	全域	1346.22	
生活環境保全林	該当無し		
保健・分化機能維持林	72	29	2.69
	79	29	5.75
木材等生産林	64～68,78～83	全域	2097.08

2 上乗せのゾーニング

区 分		森 林 の 区 域		面積 (ha)
		林 班	小 班	
水資源保全ゾーン		該当なし		
生 物 多 様 性 ゾ ーン	水辺林タイプ	該当なし		
	保護地域タイプ	72	29	2.69
		79	29	5.75

別表3 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準(参考)(注1)	
		林班	小班			
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	66	7,10	0.61	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下	
		67	全域	134.86		
		68	全域	124.36		
		69	全域	97.00		
		70	全域	100.08		
		74	全域	113.00		
		75	全域	125.12		
		76	全域	136.84		
		77	全域	111.00		
		78	全域	140.28		
		80	全域	103.76		
		81	全域	122.04		
		82	全域	108.80		
			伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)	該当なし		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	該当なし			主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下	
		複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		該当なし	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		3	28,29,36	3.32	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する。
			4	32~34	3.92	
			13	6,11,12	3.76	
			15	12,13,15,22	3.41	
			19	23 ~ 25,29,35,40 ~ 42	3.80	
			21	31	0.60	
			22	20,21~27,43~49	26.64	
			23	1,4~8,12~31,41	12.21	
			25	13~18,34,43	10.76	
			26	15~18	1.14	
	30		4,6,8,15,48	10.36		
	38		61,66,111,112	4.67		
	91	19	4.12			
92	11~15,19,20 22~28,30~34	12.62				
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし			特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する	

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、

農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

別表3 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準（参考）（注1）
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	91～95	93林班7小班 96林班6,7小班 以外 全域	1,178.2	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：20ha以下
		63	1,4,59小班以外 全域	4380.12	
		64	4,5小班以外 全域		
		66	5,7,9小班以外 全域		
		68	5小班以外 全域		
		69	1～3,59小班以外 全域		
		72	5,29小班以外 全域		
		77	1,9小班以外 全域		
		78	3～5小班以外 全域		
		79	1,2,14,29小班以外 全域		
		80	8,9小班以外 全域		
		81	1 ～ 3,8,10 ～ 13,31 ～ 33,40,99小班以外 全域		
		82	1,5,22, ～ 25,44 ～ 46,94,96,98小班以外 全域		
		83	7,9,10,17,18小班以外 全域		
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）	該当なし			主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：10ha以下
森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注3）	該当なし			主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	93 7 95 6,7 96 2,6,13,43,52～55,57,59, 60,62,64,65,67,69～80, 82～89,95,98,99 97 1,4,5,42～44,51,53～62, 65～66,68～71,96 98 1～3,8～10,43,44,47, 51～55,57～60,62～64,96,97 99 1～3,6,8,21,22,39,41～45 47～49,52～55,57～59, 61～71,96,97 100 1～10,13,14,31,32,41,42, 51,52,54～61,96,97 63 1,4,5,9 64 4,5 66 5,7,9 67 54,55,66～75,96,98 69 1～3,59	7.99 71.68 175.16 149.83 96.27 196.69 262.77 40.44 52.06 19.23 18.62 84.32	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する

		72	5	40.15	
		77	1,9	9.67	
		78	3~5	25.73	
		79	1,2	14.36	
		81	2,3,8,12,32,33,40	64.94	
		82	5	19.86	
		83	7,10	22.39	
		84	5,7~10,41,51~62,96	137.05	
		85	3,5 ~ 7,9,10,15,16,29 ~ 32,41,42,51,53~61,95,96,98	189.98	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	96	3~5,7~10,12,14,15,17,31,41,42,44,61,63,66,68,81,88,90~92	179.8	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する。
		97	2,8~10,17,39~41,63,64,67	117.87	
		98	4,7,17,39~42,45,46,48,49 56,61	86.43	
		99	4,40,46,51,56,72	78.12	
		100	15,16	3.28	
		67	1,3,51,~53,56~65,76~78	115.22	
		72	29	2.69	
		79	14,29	7.58	
		80	8,9	5.73	
		81	1,10,11,13,31,99	47.5	
		82	1,22~25,44~46,94,96,98	46.46	
		83	9,17,18	32.81	
		84	1~4,6	87.66	
		85	1,2,8,13,14	78.19	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし			特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96 年以上
	トドマツ	64 年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	56 年以上
	その他針葉樹	64 年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48 年以上
	その他広葉樹	64 年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96 年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128 年以上

※民有林・道有林共通

別表4 鳥獣害の防除の方法

区 分	対象鳥獣の種類	森林の区域	面 積
初山別村	エゾシカ	該当なし	該当なし

注 森林の区域は林班により表示するものとする。